

第4章 具体的な取組について

【地域福祉活動計画】

【再犯防止推進計画】

【重層的支援体制整備事業】

1. 基本目標Ⅰ
2. 基本目標Ⅱ
3. 基本目標Ⅲ
4. 重層的支援体制整備事業の取組

第4章 具体的な取組について

3. **基本目標Ⅲ 相談支援 ～相談できる地域～**

基本方針 1. 包括的な相談支援体制づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 隣近所でも顔を知らない人が増加している、高齢者（特に認知症の人）への声かけの方向が分からない、困った時の相談先が分からないなど、地域でのつながりが希薄化しています。

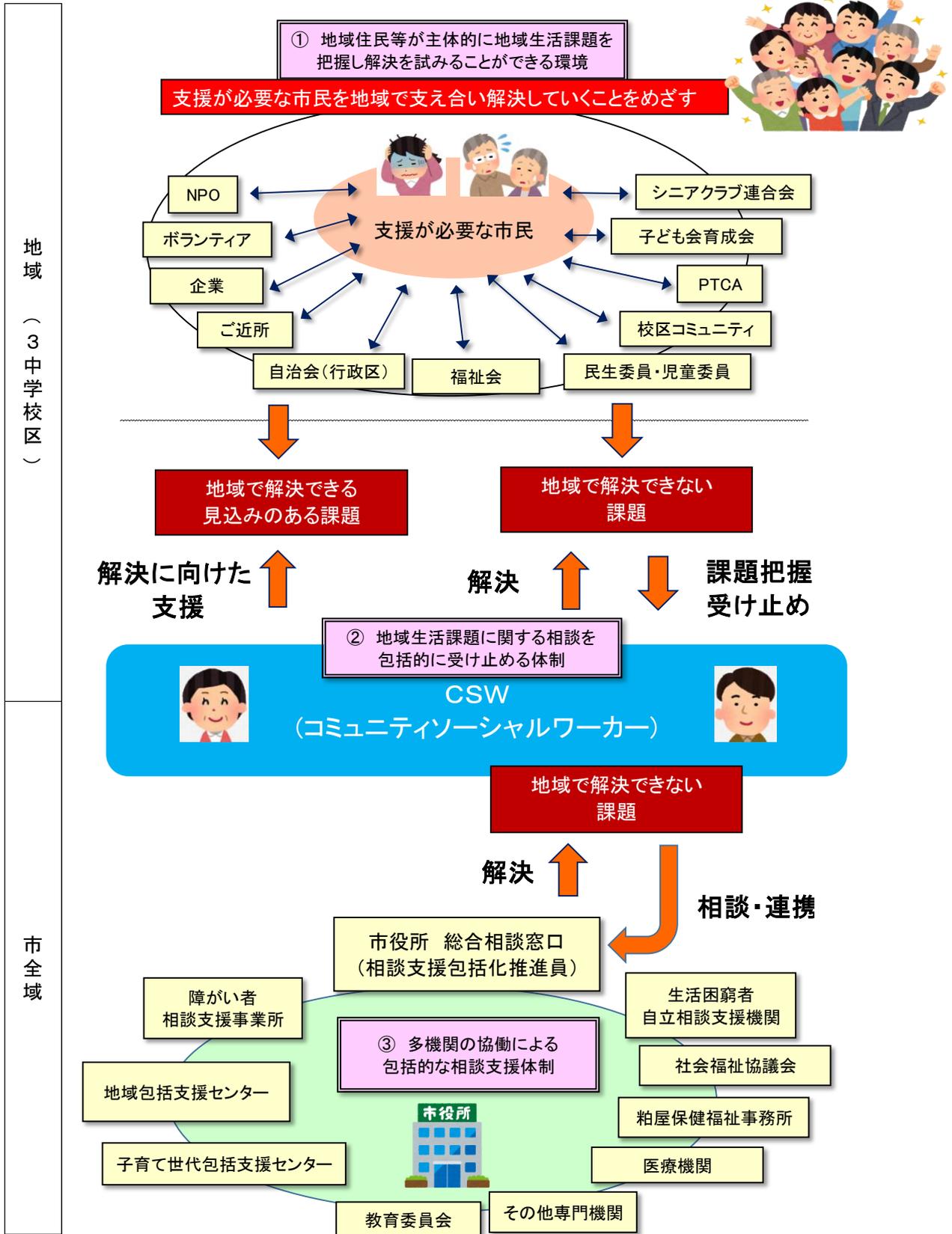
【アンケート調査結果】

- お住まいの地域についての印象に関する項目では、「子どもを安心して育てられる地域」と回答した人が73.4%に対し、「障がいのある人、高齢者が暮らしやすい地域」と回答した人は半数以下となっており、すべての世代間で見守り・声かけができるつながりをつくる必要があります。
- 「日常生活の困りごとの相談先」の項目では、「家族や親族」が84.8%、「友人や知人」が64.9%となっている一方で、地域福祉の中核である「地域包括支援センターや社会福祉協議会」は10%に留まり、12.6%は「相談するところがない」と回答しています。困りごとを抱える人が早期に相談できる公的機関・窓口の周知が必要です。

【前期計画の評価】

- 8050問題など世帯の複雑化・多様化した課題解決が困難なケースが多くなっています。また、相談場所が分からずに問題を悪化させているため、地域の身近な生活圏域での相談場所が必要です。
- 複合的な課題や制度の狭間の課題に対して、関係機関と連携して包括的な支援体制を構築するため、令和3年度から重層的支援体制整備事業移行準備事業の取組を開始しました。今後は、更に制度の理解促進と総合相談窓口の設置に向けた関係部署、機関との協議が必要です。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制



(2) 具体的な取組

①情報提供の充実

行政が提供する公的サービスや社協等が実施しているサービスなどがあり、さまざまなサービスによって地域を支えています。数多くのサービスが高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世帯、生活困窮世帯等など、支援を必要とする世帯へ届くように、相談機関の周知や福祉サービスの情報提供の充実を図り、本人やその世帯に応じた福祉サービスの利用促進につなげます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○広報紙や社協だより、回覧板、ホームページ、SNS などさまざまな地域情報の収集を行います。○民生委員・児童委員、福祉員等、地域で相談支援に携わる人は、支援を必要とする人や世帯へ情報提供を行います。○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○社協だよりやホームページ、SNS の活用、福祉に関するネットワーク活動の支援を通じて福祉サービスや地域福祉に関する情報提供を行います。○福祉に関する情報の入手や理解が困難と思われる場合には、相手の状況に応じて訪問する等きめ細やかな情報提供を行います。○地域のさまざまなニーズに対して、相談支援や福祉サービス利用の援助を行います。○地域への訪問を通じて、福祉に関するネットワーク活動やサロン活動への情報提供や助言を行い、地域の身近な相談支援体制の構築につなげます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none">○広報紙やホームページ、SNS、出前講座等の場を活用して福祉サービスに関する情報提供を行います。○関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、支援が必要な世帯（高齢、障がい、子育て等）に関する福祉サービスの確保や質の向上に努めます。

②身近な相談機能の充実

アンケート調査結果において、日常生活の困りごとの相談先について「相談するところがない」と回答しています。また、地域支え合いネットワーク会議では「困った時の相談先が分からない」との意見がありました。地域住民が相談窓口を知らない、どこに相談すればいいのか分からず、相談が遅れてしまうといったことがないように、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのかきちんと対応できる相談支援体制が必要です。

高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者など身近な相談窓口の充実を図るとともに、分野ごとの相談窓口が一体的に対応できるよう、関係機関と連携します。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとがあり、自分だけで解決できないときは、ひとりで抱え込まず誰かに相談します。 ○相談活動に携わる人や団体は、自らの役割について周知し、相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに取り組みます。 ○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりやホームページ、SNS を活用し、地域で相談できる人や相談窓口に関する情報提供を行います。 ○地域に積極的に出向き、市民の困りごとが解決に向かうよう、訪問（アウトリーチ）による寄り添った支援を行います。 ○地域ケア会議や井戸ばた会議に参加し、地域で気になる人・世帯の情報収集を行い、課題解決に向けて必要な関係窓口へつなぐなど支援を行います。 ○地域の支援者団体や行政と連携し、地域の身近な相談支援体制の構築を図ります。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ、SNS、出前講座等の場を活用して、市役所の相談窓口の情報提供を行います。 ○悩みを抱える人に相談窓口が案内できるよう、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関など市役所の相談窓口の周知啓発を図ります。 ○市民の困りごとが解決に向かうよう、各分野の相談窓口が連携し、訪問（アウトリーチ）等による継続的な支援を行います。

③多機関協働の仕組みづくり

これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを実施してきました。しかし、世帯全体として捉えると8050問題やダブルケア、要介護状態の家族の介護を担わざるを得ない子どもや若者（ヤングケアラー）など複合的な課題を抱える世帯が増加しています。また相談先が分からず取り残される人や世帯があるため、そのすき間を埋める仕組みの構築が必要です。

今後は分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっていることから、各機関がそれぞれの範囲を超えて対応する多機関協働による包括的な相談支援体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	○困りごとがあり、自分だけで解決できないときは、ひとりで抱え込まず誰かに相談します。 ○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	○支援機関連携会議に参加し、情報共有やニーズの把握を行います。 ○適切な支援関係機関へつなぎ、関係者間の情報共有や役割分担など、課題解決に向けた連携強化に努めます。
古賀市	○複雑化・多様化した課題を抱える人や世帯に対する支援関係機関の役割や関係性を調整することにより、支援機関連携体制の構築を図ります。 ○支援の届いていない人や世帯に対して、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関など各分野の相談窓口が連携して一体的に支援を行う体制の充実を図ります。

④社会参加と自立支援の促進 ～古賀市再犯防止推進計画～

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所に関心を持たない人たちが多くなっています。閉じこもって誰ともつながることができず、自身の問題を解決する意欲を失い、支援を拒否するなど、専門的な支援や公的サービスの利用に結びつかないといった課題もあります。高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮世帯など支援が必要な人・世帯に対して、各分野の相談員が寄り添いながら、解決に向けて各々に応じた自立支援、経済的支援、就労支援等を行います。また、既存の制度（各種福祉サービス、貸付事業、手当など）については継続して実施するとともに、制度だけでは解決できない狭間のニーズに関しては、本人のニーズと地域の資源をつなぐなど、必要な資源開発に

取り組みます。

また、地域社会とも行政ともつながることができず孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。犯罪を繰り返す人の背景には、刑期を終えて出所しても帰る場所すらない人も多く存在し、安定した仕事や住居を失った結果、地域で生活する上でさまざまな課題を抱えています。その中には障がいのある人や認知症などがある高齢者も少なからず存在しています。

犯罪を犯した人々の再犯を防止するために、就労支援や住居の確保など必要な行政サービスにより社会参加（復帰）をめざす支援に加えて、地域社会の受け入れ体制を作ることが重要です。円滑な社会参加（復帰）のためには、一人ひとりが社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会の一員となれるような体制づくりを推進します。

【主な取組】

実施主体	取組の内容
市民	○困りごとがあり、自分だけで解決できないときは、ひとりで抱え込まず誰かに相談します。 ○地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動等への理解を深め、積極的に参加します。 ○地域で起こる犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報共有を図ります。 ○保護司会等の更生保護活動について、理解を深めます。
社会福祉協議会	○一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を行います。 ○既存の社会参加に向けた事業では対応できない、狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援（参加支援）を行います。 ○適切な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題解決に向けた連携強化に努めます。

古賀市	<p>【生活困窮者等自立支援】</p> <p>○生活困窮者等が相談できる窓口の周知・啓発を図ります。</p> <p>○高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮世帯など支援が必要な人・世帯に対して、各分野の相談員が寄り添いながら、解決に向けて各々に応じた自立支援、経済的支援、就労支援等を行います。</p> <p>【再犯防止推進計画※】</p> <p>○出所者に対して、障がい者就業・生活支援センターや生活困窮者自立支援制度における就労・住居確保など福祉的支援制度を活用し、就労や住まいに関する相談・支援を行います。</p> <p>○警察、地域、関係諸団体と連携し、防犯に関する情報共有を図るとともに、発生箇所や内容など具体的な情報提供に努め、防犯意識の向上を図ります。</p> <p>○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである“社会を明るくする運動”などを通じて、再犯防止に関する広報・啓発に取り組み、地域での理解を促進します。</p> <p>○保護司等との連携した活動や、保護司会の支援等を行います。</p> <p>○更生保護に携わる保護司会、自治会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪等のない地域社会の実現に向けて取り組みます。</p>
-----	---

※ 罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるよう、社会復帰のための支援を行い、再犯を防止するための対策
(根拠法：再犯の防止等の推進に関する法律)

基本方針 2. 権利擁護の体制づくり

(1) 現状と課題

【各種会議における意見】

- 校区（地域）で認知症の人がいても地域で見守ることができる仕組みを作っていく必要性を感じているとの意見があります。三者（市民、社会福祉協議会、市）が協力して、「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでいくことが大切です。

【アンケート調査結果】

- 「地域で優先して解決しなければならない課題」の項目では、災害時の防災活動に次いで「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買物支援など）」と回答した人が39.6%となっています。日頃からの近所とのつながりが重要であり、地域の支援体制づくりが必要です。
- お住まいの地域についての印象に関する項目では、「子どもを安心して育てられる地域」と回答した人が73.4%に対し、「障がいのある人、高齢者が暮らしやすい地域」と回答した人は半数以下となっています。すべての世代が安心して住み続けることができるため、支援が必要な人・世帯に対する権利擁護が必要です。

【前期計画の評価】

- 障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野が関係機関と連携し、虐待防止に努めました。今後も発生することが考えられることから、引き続き関係機関と連携して虐待防止に努める必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、権利擁護事業（安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業、市民後見推進事業等）の実施により、主に高齢者、障がいの者の支援を行いました。支援者の担い手不足が課題であることから、持続可能な権利擁護支援に向けて、制度の充実を図るとともに市民の積極的な参画につながるような人材育成に取り組む必要があります。
- 親族による支援がなく申し立てが困難な人に対して、市長による成年後見申立てを行いました。今後も支援が必要な人に対する権利擁護支援を行う必要があります。

(2) 具体的な取組

①権利を守るための支援の充実

認知症や障がいなどさまざまな理由により適切な判断を行うことが難しいために、日常生活に不安を抱える人が増えています。また、これらの人は財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けやすいことが考えられるため、その権利や財産などを守る取組が必要です。

高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする人の権利を守るため、成年後見制度や虐待防止をはじめとした公的支援のほか、地域で支援が必要な人に気づき、支援者として活躍できる地域の支援体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

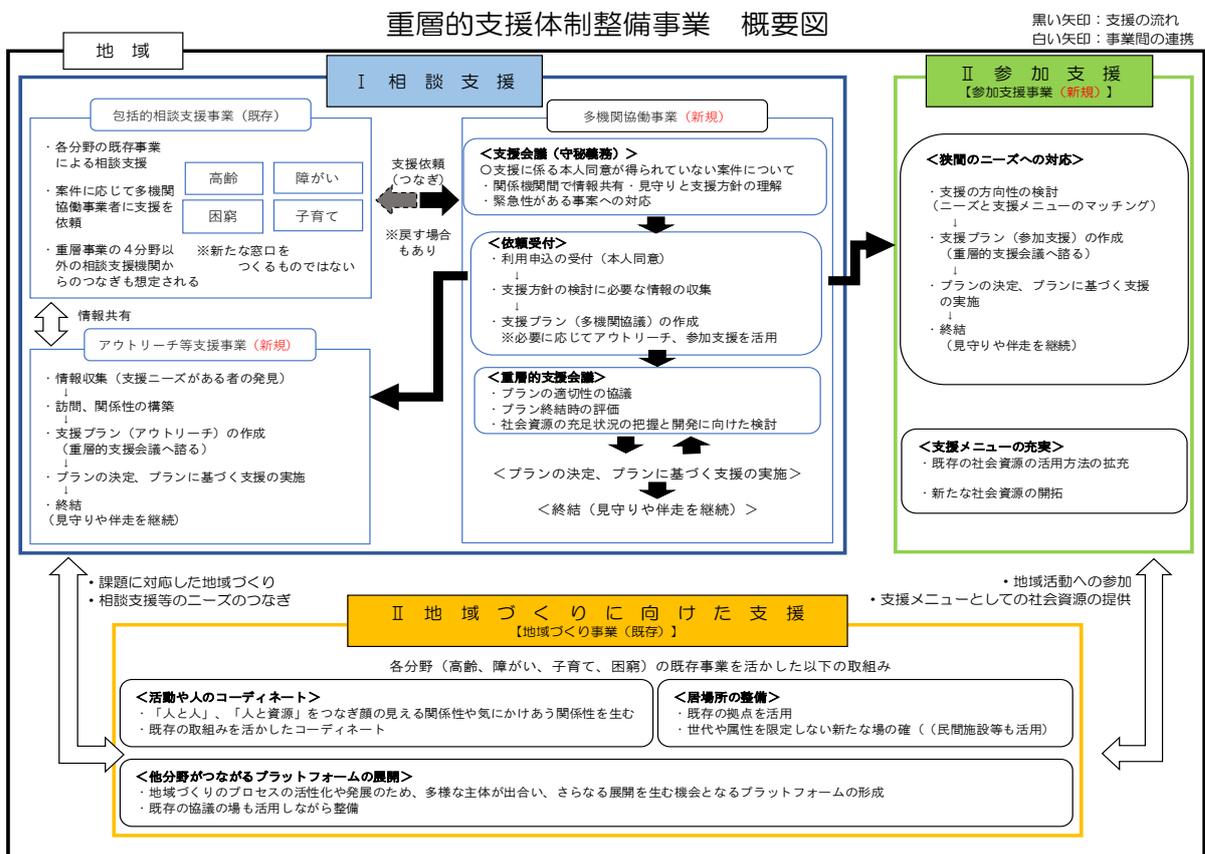
実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○高齢者、障がい者、子ども等の虐待の疑いがある人・世帯に気づいたら、相談窓口連絡します。○自分のライフプランに合わせて金銭管理サービス等に関する情報収集を行います。○金銭管理等を必要とする人を支援するため、成年後見制度等の権利擁護に関する講座に興味を持って参加します。○地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市役所の相談窓口など関係機関に相談します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○社協だよりやホームページ、SNS の活用、権利擁護に関する情報提供を行います。○必要な人が必要な支援を受けられるよう、安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業などの周知に努め、事業の利用につなげます。○金銭管理等を必要とする人を支援するため、権利擁護に関する講座を開催し、あんしん生活サポーター等の支援員を育成します。○成年後見制度における市民後見人の育成や支援のための取組を行います。
古賀市	<ul style="list-style-type: none">○虐待の疑いがある人・世帯の通報を受けた際は、各法律に基づき対応します。○障がい福祉、高齢者福祉の分野において、本人が申立てできず申立てする親族もいない場合、市長による成年後見申立てを行います。○成年後見制度利用促進基本計画（本計画書第5章）に基づき、制度の利用促進を図ります。

4. 重層的支援体制整備事業の取組

重層的支援体制整備事業では、複雑化・多様化した課題に対し、多機関協働事業を中心に各支援機関の役割分担や支援内容を検討し、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。支援の流れのイメージは以下のとおりです。

- ① 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- ② 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・多様化したケースは多機関協働事業につなぐ。
- ③ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、重層的支援会議に諮る。
- ④ 必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。
- ⑤ 重層的支援会議を通じて、各支援機関間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、プランに基づく支援を実施する。

相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援が相互に作用しながら、上記の支援を行うことにより、包括的な支援体制を整備します。



(1) 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援事業※において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、複雑化・多様化した課題を整理し、解決に向けて支援を行います。

※相談支援事業：地域包括支援センターの運営、障がい者相談支援事業、利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）、生活困窮者自立相談支援事業

基本目標Ⅲ 基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり ①情報提供の充実
②身近な相談機能の充実

(2) 多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)

複雑化・多様化した課題を抱える人、または世帯に対して、各相談支援機関や関係機関等だけでは対応が困難な場合に、重層的支援会議や法第106条の6に規定されている支援会議を随時活用し、課題解決に向けて、支援の調整、支援プランの適正の協議・評価を行います。

重層的支援会議や支援会議を実施するにあたっては、福祉課福祉相談係に配置する相談支援包括化推進員が日程や参加機関の調整、会議の進行、支援プランの作成を行います。

基本目標Ⅲ 基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり ③多機関協働の仕組みづくり

(3) 参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、特にひきこもり状態にある人への支援については、就労等だけではなく、広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の整備等の幅広い支援に取り組みます。

実施体制は、CSW が本人のニーズや課題を丁寧に把握したうえで、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行います。

基本目標Ⅱ 基本方針 1.地域の活動基盤づくり ②支え合う地域づくりの推進
基本目標Ⅲ 基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり ④社会参加と自立支援の促進

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)

複雑化・多様化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるためにアウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、アウトリーチ等事業という。）を実施します。アウトリーチ等事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定されます。

このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業の主たる内容は、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とつながりの形成に向けた支援であると考えます。

実施体制は、CSW がコーディネーター機能を担い、各関係機関に配置されている専門職等と連携した支援を行います。

基本目標Ⅱ	基本方針 2.安全・安心な地域づくり	①見守り活動の充実
		②地域福祉支援ネットワークの構築
基本目標Ⅲ	基本方針 1.包括的な相談支援体制づくり	②身近な相談機能の充実
		④社会参加と自立支援の促進

(5) 地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業※の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をめざします。

※地域づくりに関する事業：地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業

基本目標Ⅰ	基本方針 1.活動の担い手づくり	②地域福祉を支える担い手の育成・支援
基本目標Ⅱ	基本方針 1.地域の活動基盤づくり	①地域福祉活動の推進
		②支え合う地域づくりの推進